

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 地名 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	ホーチミン市非開削下水道管路更正計画を実施するための贈与に関する社会主義 人民共和国との間の交換公文	ホーチミン市非開削下水道管路更正計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,882,000千円 2025.12.31まで	2018.5.31 東京で (同日)	日本側 河野太郎外務大臣 ベトナム側 グエン・チャー ・ズン計画投資大臣	2018.6.12 207号
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府との間の 交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	745,000千円 2026.12.31まで	2018.5.31 東京で (同日)	日本側 河野太郎外務大臣 ベトナム側 グエン・チャー ・ズン計画投資大臣	2018.6.12 208号
ベトナム	農業・水産食品の安全確保のため の検査・農産食品品質コンサ ルテーションプログラムの贈与に 関する日本国政府との間の交 換公文	農業・水産食品の安全確保のため の検査・農産食品品質コンサ ルテーションプログラムの贈与に 関する日本国政府との間の交 換公文	1,204,000千円 2024.12.31まで	2018.10.8 東京で (同日)	日本側 梅田邦夫在任ベトナム 大使 ベトナム側 グエン・クオ ック・クオン駐日大使	2018.10.18 321号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。